

令和2年4月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年4月3日（金）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 14時00分
- 4 終了時間 15時46分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、瀨田委員、岡村委員
説明者
栗山教育部長、大田教育総務課長、久留教育総務課主任技師、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、加藤生涯学習課長、新宮文化財課副課長、武田美術館長、原田美術館副館長、山下都城島津邸館長、園田高城地域振興課長
事務局
三角教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、山崎教育総務課主任主事
- 6 会議録署名委員
中原委員、瀨田委員

7 開 会

◎教育長

それでは定刻より若干早いですが、ただいまから令和2年4月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時間は、午後4時を予定しているところでございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ではまず、市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎教育長

それでは、前会議録の承認につきまして、皆様のお手元に令和2年2月、3月の定例教育委員会及び3月臨時教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、瀨田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

9 教育長報告

◎教育長

では、早速、教育長報告に入らせていただきます。

お手元に資料をお配りしていると思いますが、その資料の前に、先ほど中原委員からもありましたが、中原正暢委員の3期目の採用になると思います。去る3月議会におきまして、満場一致によって承認され、4月1日に池田市長から辞令公布が施行されたものでございます。よろしくお願いいたします。

○中原委員

引き続きよろしくお願いいたします。

◎教育長

それともう一方、黒木哲徳顧問につきましてですが、3年目を迎えられるまで、4月1日に辞令公布をさせていただきます。黒木顧問につきましては、前教育長ということもあり、今、小・中学校ごとの学力テストの調査・分析や授業改善点の整理をしていただいたり、教諭等に対する指導力向上のための各種指導をしていただいたり、教育研究所というものがありますが、研究所員との意見交換に入っていたりしております。また、南九大との連携につきましては、調査・研究を進めていただいているところでございまして、そういう意味では、教育研究所に南九大の趙先生もほぼ毎回入っていただいているような状況の中で、繋ぎ役にもなっているところでございます。一応の任期が3年ということでもありますので、まだ今後につきましては、今年度中にいろいろと話をしていきたいと、ご意向を伺っていききたいと思っております。

以上、2名の方々のご紹介でございました。

では、資料に基づき説明をさせていただきます。

新聞記事等から、学校や地域の頑張りでございますが、まず、最初に、都城市教育委員会の文化財課が出しておりました「若い世代が聞いた都城の戦争体験募集」というのがありましたが、現在、13件まわっているようでございます。また地道に集めていきたいということをお願いしておりました。

次に、上長飯小学校で、点字入力に興味津々ということで、これは福祉体験で3年生が体験した内容が入っておりました。

続きまして、山田小学校でございますが、身近な森林役割を学んでということで、実際に山田で林業関係者の方々との講話や木工教室、これは4年生、5年生、6年生の3学年によってやったということでございました。

志和池小学校がスマホ個人情報の注意をということで、5、6年生を対象にNTTから講師を呼んで勉強をされたということでございます。

また、菓子野小学校は以前にもご紹介しましたが、遠隔授業を行ったということで、小学生がアイドルやそのようなプロデュースの案を出してきたということで、再度、朝日新聞のほうに掲載されておりましたので出してあります。この手の話題というのは、マスコミも拾ってくれるのかなと思っております。

続きまして、テレビで何度も放映されましたが、笛水小・中学校が休校中の君へということで、先生が動画をYouTubeですけれども流して、子どもたちを元気づけているということでございます。12、3本になっているみたいです。それほどのYouTubeを出していただいているということでございました。

では、写真につきましては、少々詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

高崎麓小学校が昨年度の宮日学園歌壇賞をとりました。なかなかとれる賞ではないのですが、その賞をとるにあたって、郷土を愛する心を育むということでございますけれども、主に複式学級の5、6年生12人が、週1回短歌と俳句、詩もですけれども、投稿をしているような状況でございます。指導者は西園修二教諭でございます。西園教諭は、美郷町の鬼神野小学校、今廃校になっておりますが、ここにいたときからこれをずっと続けていらっしゃるという方でございます。今回、西園教諭は、祝吉小学校へ転勤になっております。その中でも、子どもたちが自選しているものがありまして、「ひまわりがぼくの身長追い越していく ぼくも負けずに成長するぞ」という木下君のものでございます。また、「風鈴にいろんな風が体当たり この音聞けば涼しく感じる」吉岡君のものでございます。このような取り組みが認められたということでございました。写真は、全校生徒であります。

続きまして、川東小学校の都城大弓の作製現場を見に行ったという話でございます。これは、地元の伝統工芸品を学ぶということの一環で、4年生58人が見学しております。国の伝統工芸士の楠見さんと南崎さんが講師を務めております。子どもたちは弓のことは知らなかったけれども、格好良かったとか、作り方が

難しそうだし、力もいりそうだと、大変だと思ったというようなコメントを残しておりますが、こういうような地域にしっかりと根付いた学習もこのように行われているということでございます。

では続きまして、3月議会についての答弁の抜粋をご紹介します。

まず最初に、荒神議員や広瀬議員からの質問で、今、新型コロナウイルス感染拡大防止が叫ばれておりますが、そのことについての質問でございました。本市において感染者が確認されない限り、卒業式や入学式は実施する方向で考えている。なお、卒業式は規模縮小で実施ということで、来賓を全て抜いた形での実施となりましたし、ほとんどの学校で当事者の卒業生とその保護者と先生、この3組の組み合わせで距離を十分にとりながら、またコロナウイルス対策をとりながら実施したということでございます。

また、マスクについてお問い合わせがありましたので、学校に備蓄しているマスクが足りなくなることを危惧されておりました。3月3日から4日にかけて、市が保管しているマスク1万枚を各小・中学校に配布したところでございますが、これは個人個人に配るのではなく、子どもたちはご家庭で持ってきていただきたい。ただ、紐が切れたりとか、汚れてしまったりとかいうことがありますので、その補填用という形で配布しております。

次に、森議員や山内議員が質問されたことでございますが、本市小・中学校における男女共同参画の取り組みについて質問されました。これにつきましては、令和2年度から市内全ての小・中学校で、性別で分けない名簿を活用するということが分かっております。全ての学校でございます。

また、市内中学校におきましては、女子生徒がスカートかスラックスかを自由に選択できる学校が今年度2校になるということでございます。志和池中学校と妻ヶ丘中学校の対策でございますが、ご承知のとおり、志和池中学校はかねてからブレザーを被着しております。このことによってスラックスをはくことについてはあまり抵抗はないかもしれません。妻ヶ丘中学校はセーラー服でございますので、セーラー服の下にスラックスという形も認めるというような内容になっております。また、色々な動きが各学校であるかと思いません。

続きまして、徳留議員が質問されたことですが、小・中学校の不特定多数向けのPR看板等設置ということで、各学校のフェンスに飾られているあの看板のことでございます。不揃いではないかというようなことでもございました。しかしながら、この看板は、子どもたちの部活動に対する保護者や後援会の熱い思いを受けて、校長が許可をして設置されているものと承知しているところでございますので、無理にこれをはいでくださいとか、そういうのは宜しくないのではないですかとなかなか言えないところでございます。議員がおっしゃるには、各学校の設置場所とか規定をして、そして、もう少し美しくあったほうがいいのではないかという話でございましたけれども、そういうことにつきましても、学校の環境が一枚一枚違いますので、通りに面してフェンスがある学校とない学校もあれば、フェンス自体がすごく狭いところがあったりとかいうものもありますので、学校で適切に判断して設置していただくという形にしております。このことにつきましては、学校教育課、教育総務課も調べてもらったのですが、あの看板に企業名が入っている。企業名が入っていることにつきましては、土木事務所がグレイゾーンですねというような見解が出ている。これも今後また協議していかなければならない案件だと思っております。

続きまして、裏面でございます。

大浦議員から、小・中学校の空調設備の電気料についての質問がございました。この答えといたしましては、6月、7月、9月と、12月、1月、2月を基本に、室内温度が18度から28度に保たれるように柔軟に対応する。もちろんこれ以外の月もそういうような温度になったときは対応しますということを言いました。電気料につきましては、小・中学校合わせて年間約1億4千万円程度になると試算しております。この答弁をいたしましたところ、大浦議員から、ぜひ子どもたちにもこの費用の周知を図ってほしい。これだけお金がかかるのだということを、そういうことでもございました。

続きまして、川内議員からの質問の予定だったのですが、実は時間の都合で端折られてしまったというものでございます。学校ICT化推進授業についてのご質問でございました。校内LAN整備につきましては、文部科学省のGIGAスクール構想の補助事業を活用しまして、高速大容量の校内無線LANを設備することで、どの教室でもストレスなくネットワークにつながる環境を整える。これを今年度中に済ませたいと思っております。かなりの補助額をいただいているので、きちんと今年度中に整備をし終えたいと考えています。

それと、もう一つの質問が、大型テレビと書画カメラについて、今、各教室に入っているけれども、それはどのように使われていますかという質問だったのですが、動画や写真など提示した後に、消えてよいものについては大型テレビを活用することが適している。しかしながら、学習のポイントなど、授業中提示し続ける必要があるものについては、これまでどおり黒板等を活用することが効果的であるというようなことをお伝えしようと思っておりました。

続きまして、赤塚議員からでしたが、美術館の建て替えや移転の計画はないのかと、移転というのはもう少し中心部のほうに移動するとかそういうお話をされていますけれども、美術館自体は大変古く、昭和56年11月に開館をしているのですが、それから約39年が経過している建物ではあります。しかしながら、平成11年から12年度にかけて全面改修工事を行って、展示面積を1.5倍、収蔵面積を約3倍拡張しているので、現在建て替えの計画はないというお答えをしております。

それから、畑中議員でございますけれども、輸入小麦でつくられた学校給食のパンが子どもたちの体に与える影響についてということで、高濃度の農薬等が使われているのではないかというようなお話でございますけれども、これにつきまして、学校給食のパンの小麦は、農林水産省が輸入する時に、残留農薬等の検査を行い、そして、食品衛生法の基準等に適合した小麦のみを買い入れていると。ですので、子どもへの体の影響、悪影響が及ぶことがないと認識しているとお答えしておりますし、また、買い入れの業者についても、業者間できちんと検査を行っている。二重の検査を行っているということでございましたので、心配ないのではないかと考えているところです。

もう一つ、畑中議員からは、乙房地区の人口増加に伴う乙房小学校の児童数の推移、それから、校舎の建て替えについての話がありました。乙房小学校の現在の児童数は179名でございます。平成29年度の当初159名と比べて3年間で20名程度増えております。校舎建て替えにつきましては、施設の老朽化や教室不足解消、補助金等の活用などを総合的に勘案しながら、計画的に進めていきますので、乙房小学校を含め全ての学校において、今後も整備を進めていくというお話をしております。

乙房小学校が古いのではないかと話ですが、実は、一つのものが違う年度にでき上がっているのです。接続させているものですから、片方は確かに補助金扱いになる校舎ですが、引き続いている部分が実は補助金扱いにならない部分になってしまって今ストップをしているところでございます。また今後考えていきたいと思っております。教室不足につきましては、教育総務課が実際、現場に行ってもらって、校長先生と連携を図りながら、この教室をこの教室にしましょうという形で、今年度の見通しは立っているところでございます。来年度についても、学年で学級数が増えるという見込みはないので、一応このままいけるのではないかと考えておりますが、実際には、多目的室みたいな大きな部屋が潰れていくわけですので、子どもたちの学習場面というところでは考えていかなければならないと思っております。

最後ですが、神脇議員が国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に向けた取り組みについてということでご質問がありました。これにつきましては、国体というのは現在も呼ばれている名称でございますが、国スポに変わりますので、そういうような呼び方になります。基本方針では、スポーツのもつ力と可能性により、広く県民に、元気・勇気・感動を与え、県民総参加型によるおもてなしの心あふれる大会を目指しますと定めております。本市も同様に連携を図りながら、進んでいくつもりでございます。

ここまで、ご質問等何かありましたら。

それでは続きまして、生徒指導の状況について、お話をしてまいります。

お手元の生徒指導の現状についてということで、2月中までの取りまとめをしているところでございます。非行等問題行動でございますが、小学校4件、中学校はありませんでした。

では、小学校4件につきましてですが、内容としましては、生徒間暴力、器物破損、対教師暴力というのがあります。なかなかこのお子さんにつきましては、感情のコントロールが難しく、物を投げたり、奇声を発したりして、泣き叫んだりとか、色々感情がうまくコントロールできないお子さんですけれども、この子が2月に物を投げたり、暴力をふるったりする回数がだんだん少なくなっているのですが、まだ報告には上がっている状況でございます。この学校は、割と小規模の学校なんですけれども、この子に対しまして、特別支援学級がにつきまして、今年度は特別支援学級の子どもとして、そして、先生が一人つくということになりました。

それから、ちょっとしたいたずらといいますか、これもいたずらでは済まないところもあるのですけれども、理科の授業で使用したミョウバン、これは結晶をするときによく使う薬品ですが、このミョウバンを教師に隠れてこっそり、少量ですけれども、教室に持ち帰った子どもたちがいました。そのミョウバンをこともあろうことに、同じクラスの児童の牛乳に入れております。味がおかしいということで、すぐにその子が気づいて、そして、先生に報告をし、そのことによってそういうことがわかったわけなのですけれども、非常に残念な、異物混入でもあるのですけれども、その後、対象の加害の保護者に来校してもらい、それをされた子どもの家庭にも来ていただきながら、家庭での指導も依頼したところでございます。また、スクールサポーターにも来てもらって、児童に指導をしてもらいました。スクールサポーターというのは、警察上がりの方でございます。これは犯罪であるということをしかりと言っていたところでございます。

ちなみにミョウバンは劇薬でも何でもありませんので、少量のものが体内に入っても問題はありませぬということでございました。指導を徹底してもらいたいと思ったところです。

最後の1点でございます。

最後の1点は、金銭の持ち出しと喫煙でございます。小学校4年生なのですけれども、ご家庭の方が煙草を吸われる方がいらっしゃいまして、その保護者の煙草で喫煙をしていることがわかったということでございました。この頃あまり喫煙は家庭に煙草がないものですからなかったのですけれども、非常に残念な事案でございます。

続きまして、不登校でございます。

小学校が71名になっております。中学校では187名、この中で、大変残念なことに、新規にカウントされた小学生が52名、中学生が103名でございます。このうち、不登校解消数を今回出してもらったのですけれども、小学校ではわずか9件、中学校でも23件、増えるのに全く追いついていない状況でございます。このことにつきましては、なかなかどの市町村もといいますか、県と全く同じような状況で、県も非常に危惧しているところでございます。このことも踏まえまして、今年度からSSWを都城市で雇うことが決定いたしました。一名でございますが、県のSSWと合わせて3名体制になります。そういう中で、一人でも減らしていく。そして、新規の者を生まないようにしていく取り組みが大切であると思っております。また、校長会でも、そのような話で指導してまいりたいと思っております。

交通事故でございます。

交通事故は、小学校が3件、中学校がありませんでした。接触事故、自転車の飛び出し等の報告があります。道路への飛び出し等もあります。幸い大した怪我ではないのですが、自転車の飛び出しでは、ヘルメットを着用していなかったということでございました。

続きましていじめに関するところでございます。アンケート実施校が小学校31校、中学校17校でございま

す。いじめの認知件数は、小学校が114件、中学校が8件と報告が上がってきております。3か月前にさかのぼりまして、小学校はほぼ99.9%解消しています。中学校が88.5%解消しているとなっておりますけれども、そのところは学校の見たと本人たちの心のうちは違う可能性がありますということを、それぞれの校長会や生徒指導主事の会で申し伝えているところでございます。

報告事案としましては、4件上がってきているわけですが、その中でも1件、自情学級の同級生である加害児が、10月から本児を追い掛けたり、腕をひっぱったりして、頭突きとかしたりしていたと。2月頃から本児が登校を渋って、いじめに遭っていることを保護者に知らせたことから発覚した。加害児がかんしゃくを起こした場合、職員が別室に連れて行って対応することとしているところでございます。加害児の保護者と面談して、本児のケアや学校の体制について説明をしているところでございますが、加害児も、それから被害児も双方にそういうことをやっていること、そういうふうな形にしているところでございます。なかなか難しいところがございまして、そのような報告が出ております。

続きまして、不審者声掛け事案でございます。

これにつきましては、2件小学校でありましたが、実害はありません。

続いて、虐待事案でございます。

小学校2件、中学校1件でございました。うち、小学校1件と中学校1件は、兄弟関係でございます。

まず、身体的虐待の疑いで小学生が1件あります。アンケートに、本人から虐待を受けているという訴えがあったということで、児相に通告し面談を行ったが、傷、あざ等が見られなかったために、経過観察ということになっております。学校で小まめに聞き取りを行って、見守りを行ったところです。

もう1件が、小・中学校にまたがる兄弟でございます。身体的虐待でございます。

これは、前回もお話をしたと思いますけれども、内縁の男性による長女、高校生ですけれども、激しい身体的虐待、バットで殴るというような話がありましたが、それにつきまして、高校・中学校、それから小学校とも連携を取りながら、傷害疑いでその内縁の夫が逮捕された事案でございます。長女は一時保護中でございますけれども、長男と二女は内縁の夫がいない家庭に帰ってきているということでございます。お母さんの方も、これは大変だということで、その家を出まして、別の学校に転校をしているという状況でございます。

以上でございますが、内容につきまして、何かご質問等があればお願いいたします。

○岡村委員

不登校の児童・生徒数の増加についてお伺いしたいと思います。学校だけがどうしても学校の先生方でも対応できない部分もありますし、本人が行きたくても行けないという事情があると思います。スクールソーシャルワーカーとか配置されて手当もされているのですけれども、適応指導教室を持っているところもありますので、どのくらいの児童・生徒が適応指導教室に通級しているのかということと、例えば、遠いところの子どもさんは自分でバスで、自転車という形では、適応指導教室の方に行けませんので、各昔の旧町ごととか、そういう形での適応指導教室の開設等は考えられているのかどうかについて教えていただきたいのですが、よろしくお伺いいたします。

◎教育長

今現在適応指導教室は、八幡別館で行っているわけですが、相談をしていただける先生方がいらっしゃるわけなのですが、今まで校長先生を経験された先生方にそこにいていただいてという形だったのですが、あまりにも不登校に関することが多岐にわたってしまって、そして、広域になっている。小さい学校でもそういうお子さんがいるということで、こちらから出向けるようにということもあまして、今、学校教育課に二人、校長先生の経験ではないのですが、児童ケアを専門とする相談員を二人置いております。ですから、その分、相談員が少なくなっているわけですが、八幡別館の。今現在、私の記憶ですと8

名通級していらっしゃる。ですので、結構8名をその人数で見るとするのは難しく、今手いっぱいだなと八幡別館のほうから言われております。また今年度は、違う条件になっていると思います。その子たちも何人か卒業しましたので、また状況がわかりましたらお伝えしたいと思います。

結構信用されて、入ってくるお子さんがいっぱいいらっしゃる。毎日なかなか来られなくて、来たり来なかったりを繰り返しながらケアをしていって、学校に結びつけていっております。

ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、教育長報告を終了させていただきます。

10 議 事

【報告第12号】

◎教育長

議事に入ります。

本日の付議事件は、報告13件、議案1件でございます。

では、報告第12号 高城地域振興課長、園田課長からお願いしたいと思います。

○高城地域振興課長

よろしく申し上げます。高城総合支所地域振興課の園田です。

報告第12号 臨時代理した事務の報告及び承認について、幼稚園園長、副園長の任命及び発令についてご説明申し上げます。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務員規則、平成18年度教員規則第6号3条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理しましたので、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものです。

資料の臨時代理書をご覧ください。

市内には、高城地区のみ公立幼稚園が3件あります。5歳児を対象にした教育を行っております。高城幼稚園は、高城小学校と同一敷地内、石山幼稚園は石山小学校、有水幼稚園は有水小学校にそれぞれ併設されており、校長は園長を、教頭が副園長を兼ねております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告につきまして、何かご質問等があればよろしくお願いいいたします。

よろしかったでしょうか。

では、よろしくお願いいいたします。

【議案第1号】

◎教育長

では、続きまして、議案第1号を文化財課副課長からご説明をいただきたいと思っております。

●文化財課副課長

本日、新規採用職員の講師として、文化財の説明をしております。代理でまいりました。よろしくお願いいいたします。

◎教育長

では、新宮副課長からよろしくお願いいいたします。

●文化財課副課長

議案第1号 都城市指定文化財の指定事項の変更について、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。上のほうに地図などが入っている資料がございます。

平山隠れ念仏洞でございますが、山田町山田の川の上流に面した斜面に作られております。入り口は、高さ幅、主に1メートル前後の小さなもので、中には二股に分かれた5、6メートル前後の奥行の空洞があるとされております。平成16年に山田町の指定史跡となりまして、平成18年1月の市町合併の際に、市の文化財保護条例第5条に基づきまして、市指定史跡となりました。今年2月に、現状確認を行ったのですが、その際に、その位置を現況の地形図に落とし込むための測量をしまして、旧町時代に作成された指定事項に記載されている場所が、隣の地番に存在するということが判明しました。以前は、墓地というところだったのですけれども、今回、確認しましたところ、正と書いてあるその場所が本当の所在だということがわかりました。そのため、法務局で私どもの方で地番の所在地の確認をさせていただきまして、その方にご説明させていただきまして、指定についてご承諾を得ることができましたので、今回、改めて所在地と所有者を変更させていただく手続をとっております。本市内の市指定文化財、総数80件ございますが、指定史跡は16件ございます。そのうち旧市の分が7件、山之口町地区には2件、高城地区には6件、山田町に1件ございます。指定が古いものにつきましては、当初の段階で確認が不十分なものがある可能性がありますので、今後もこのような案件が発覚しました際には、随時、是正をしていきたいと考えております。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

ご質問等あれば、よろしくお願ひしたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

それでは、議案第1号につきましては、承認いたします。

どうかよろしくお願ひいたします。

【報告第11号】

◎教育長

続きまして、報告第11号を、都城島津邸館長からご説明いただきたいと思います。

●都城島津邸館長

都城島津邸の山下です。よろしくお願ひいたします。

まず初めにご報告があります。令和元年度3月定例教育委員会報告第140号 都城島津邸「島津 de 端午 2020」開催要項の制定についてでご報告しました5月5日、こどもの日に開催予定のイベント「島津 de 端午 2020」について、新型コロナウイルス感染症が県外ではありますが、拡大傾向にあること。それから、市の対応基準に照らしまして、不特定多数の人が集まる可能性が高いことから、今回は中止することにいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第11号 都城島津邸さつき展開催要項の制定についてをご説明申し上げます。

まず、この展示の開催のねらいですが、さつきの魅力と歴史的風情のある本宅をあわせてご観覧いただくことで、入場者増を図ることを目的とするものでございます。

開催日時は、5月14日（木曜日）から5月17日（日曜日）の開館日、時間は、島津邸の開館時間である午前9時から午後5時までとなっております。なお、最終日は片づけの関係から午後3時までとしております。

さつき展の展示内容でございます。昨年の資料で展示の様子を写真で添付しておりますので、ご参照いた

だければと思います。例年同様、都城さつき盆栽友人会会員の皆様が丹精込めて育てたさつきや山野草約40鉢を、都城島津邸本宅を会場に飾りつけまして、さつきの魅力と歴史的風情のある本宅とあわせてご観覧いただくものです。昨年度の展示の様子は先ほど申し上げましたように、写真で添付しておりますのでご参照いただければと思います。

料金は、本宅観覧料として、小学生以上110円としております。過去のさつき展期間中の4日間の本宅観覧者数の実績ですが、平成29年度が583人、平成30年度が578人、令和元年度が576人となっております。本年度は新型コロナウイルス感染症の関係で入館者増は厳しい状況ではあります。感染症対策に努めながら、できる限り多くの方が観覧いただくために、広報等に努めてまいりたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、ご質問等何かございませんでしょうか。

入館者は消毒したりとか。

●都城島津邸館長

今、島津邸の出入りに消毒液等を置いていまして、また、熱のある方とか、そういった方の入館はご遠慮くださいという看板は置いております。

それから、対策としまして、本宅は全部開けて、通気がいいようにして、今回は開催しようと思っております。

◎教育長

伝承館のほうはなかなかそういうのは。

●都城島津邸館長

伝承館は、そこはできないのですけれども、伝承館の場合は常に換気扇を回しておりますので、それと出入口にちゃんと消毒液を置いております。

○赤松委員

それで大丈夫なのですか。

●都城島津邸館長

とりあえず大丈夫だと。一応、指針に沿った手順は行っているところです。

◎教育長

よろしく願います。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第1号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第10号】

◎教育長

それでは、報告第10号を美術館長及び美術館副館長から願います。

●美術館長

美術館でございます。よろしく願います。

それでは、報告第10号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明いたします。

ページをめくっていただきまして、臨時代理書をご覧ください。

都城市立美術館作品収集委員会委員の委嘱についてでございます。

美術館では、作品の購入及び寄贈があった場合、美術館の収蔵にふさわしいかどうか審査等を外部の方にお願いしております。その委員の任期が、令和2年3月末で満了になりました。そのことに伴いまして、新しい委員への委嘱を都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づきまして、令和2年4月1日付で臨時代理いたしました。

次のページの別紙をご覧ください。

委員の人数につきましては、作品収集委員会運営要綱第3条で3名以内となっておりますので、そこにありますように3名の方をお願いいたしました。まず、福岡市立美術館や福岡アジア美術館の館長をされ、福岡市の文化政策アドバイザーである安永幸一氏をお願いしました。再任でございます。次に、元中学校の美術教諭で、宮崎県立美術館の学芸員の経験がございます元大宮中学校校長の上田雄二氏をお願いしております。新任でございます。最後に、宮崎大学で美術史美術理論を担当されております教育学部教授の石川千佳子氏をお願いしました。再任でございます。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。

以上、ご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。よろしく願い申し上げます。

◎教育長

新任の方が入られたということでございますが、何かご質問等あれば、よろしく願いします。

よろしいでしょうか。

上田先生の絵は実際にありますよね、美術館の中に。そういうものとは、何らこういうこととは関係ないのですか。収集委員である人の絵がそこに入っているということは、そこはあまり関係ないですね。

●美術館副館長

前任の土屋先生の場合も作品は収蔵していました。

◎教育長

そうだったですね、ありがとうございました。

それでは、報告第10号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第9号】

◎教育長

それでは、報告第9号を加藤生涯学習課長からご説明いただきます。お願いします。

●生涯学習課長

生涯学習課の加藤でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、報告第9号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明させていただきます。

令和2年度に、放課後子ども教室で活動いただくコーディネーター、教育活動推進員及び教育サポーターの委嘱について、臨時代理いたしましたので報告し、承認を求めるものです。

放課後子ども教室は、本年度も市内8カ所、9教室で開催いたします。別紙のとおり、名簿が別紙でつけておりますが、コーディネーター5名、教育活動推進員4名、教育サポーター22名の合計31名に委嘱いたします。このうち、姫城地区の教育活動サポーター2名が新任で、ほかは再任となります。任期はいずれも令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。コーディネーターは西岳地区を除く各教室に1名ずつ配置し、地域の実情に応じた教室の活動計画を立案、学校や保護者、各団体との連絡調整、地域の協力者の確保等を行います。

次に、教育活動サポーターは、西岳地区を除く各教室に複数配置いたします。コーディネーターとともに活動のサポートや学習支援、活動中の見守りを行います。高崎地区におきましては、常時一名体制ですが、他の教室は1回平均3名から4名程度の体制になります。土曜日や夏休み等に行う体験活動時には、人数を

増やして、事故やけが等のない体制としております。

続きまして、教育活動推進員は、西岳地区の西岳小に2名、吉之元小に1名、夏尾小に1名を配置します。体験交流活動等の計画を立てたり、学校や保護者との連絡調整等を行うほか、児童の学習支援や活動の見守り等を行います。西岳地区のコーディネーターにつきましては、本課の社会教育指導員にあたっていただいております。

放課後子ども教室の現状を説明しますと、新型コロナウイルス感染症対策として、3月2日に小学校が一斉休業となりましたので、姫城、祝吉、妻ヶ丘、沖水の教室については、それにあわせて開催を取りやめました。西岳地区及び縄瀬小については、学校で預かりとなる児童を対象に開催することにしましたが、学校休業中の参加児童は、西岳小が1名、夏尾小が2名でした。4月からは、新型コロナウイルス感染症対策の状況を見ながら、開級式の日程や活動日等を調整していきます。コーディネーターをはじめ、サポーターや推進員の皆様には、児童たちを地域で育み、安心・安全な居場所づくりに努めるとともに、それぞれに地域の特性に根差した活動に取り組んでいただいております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、ご質問等あれば、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、報告第9号を承認いたします。ありがとうございました。

●生涯学習課長

この場をお借りしまして、実は先般2月29日に、小学生の読書感想文コンクールの表彰式を計画いたしました。教育委員の皆様にもご案内さしあげたところでしたけれども、コロナウイルスの関係で中止ということで、表彰状だけは子どもたちにお渡ししたのですが、本日、担当のほうからこういう形で入選作品の冊子ができたということで、6部持ってまいりましたので、本日、お持ち帰りいただければと思います。よろしく願いいたします。

◎教育長

わかりました。ありがとうございます。

【報告第8号】

◎教育長

それでは、報告第8号をスポーツ振興課長からご説明お願いしたいと思います。

●スポーツ振興課長

スポーツ振興課森重でございます。よろしく申し上げます。

報告第8号 臨時代理した事務の報告及び承認について、内容は、スポーツ推進委員の委嘱となっております。

本件は、スポーツ基本法第32条及び都城市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、スポーツ推進委員の委嘱を行うものでございます。なお、委嘱の期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間で、委員名簿は別紙のとおりとなっております。

今回は定数47名に対しまして、各地区から推薦されました41名と、南九州大学の学生2名、合計43名となっております。以上で説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

◎教育長

それでは、都城市スポーツ推進委員、任期2年の方々がここに書いてあります。

欠員となっている部分がございますが、これは今後どうなるのかということをお教えいただければと思います。

●スポーツ振興課長

現在、欠員が4名いらっしゃいます。これにつきまして、地区の代表のほうに推薦を引き続きお願いしていくという形で、決まりましたらまたご報告いたします。以上です。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第8号を承認いたします。ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。

【報告第5号、報告第7号】

◎教育長

では、休憩前に引き続き、議事を進めてまいります。

報告第5号及び報告第7号を学校教育課長から説明いただきます。よろしくお祈りいたします。

●学校教育課長

学校教育課でございます。報告第5号 臨時代理した事務の報告と承認についてご説明いたします。

事務主任の発令につきましては、学校管理運営規則第44条第3項の規定により、教育委員会が認定を命ずることとなっております。各学校の主任については、別紙名簿のとおりでございます。

続きまして、報告第7号 臨時代理した事務の報告と承認についてご説明いたします。

こちらは、都城市スクールソーシャルワーカー設置規定についてでございます。

本年度より都城市単独でスクールソーシャルワーカー1名を配置することとなりましたので、設置規定を作成いたしました。第1条は趣旨、第2条は職務について規定しております。

スクールソーシャルワーカーとは、いわゆる心の専門家がスクールカウンセラーならば、スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家、子どもの取り巻く環境にアプローチしながら問題を解決していくという立場の者になります。第3条は、身分を規定しております。都城市スクールソーシャルワーカーは、会計年度任用職員となります。第4条の報酬については、勤務1時間当たり2,000円を基礎として算定することとしております。SSWは、事業費全体の5分の3を国・県が負担しております。ですので、県内のスクールソーシャルワーカーは全て時給2,000円となっているため、それに準じております。なお、年間700時間を基本としており、1日7時間で、週2日活動いたします。また、早朝や夜間の家庭訪問など、保護者が在宅している時間帯をねらって活動しますので、本市独自に100時間の時間外手当を予算として計上しております。

第5条の勤務につきましては、教育委員会が指定した学校を拠点として勤務し、派遣を希望する学校からの申請を適当とした場合、その学校に派遣することとしております。拠点校につきましては、生徒指導に課題のある学校を教育委員会が指定しますが、現在、本市が特に課題であると認識しているものは、不登校児童・生徒の増加でございます。そこで、本年度につきましては、昨年度、県が試験的に県のスクールソーシャルワーカーを五十市中学校を拠点校として学校配置としました。そうしましたところ、非常に効果がありましたので、引き続き成果があった五十市中学校及び昨年度最も不登校生徒数の多かった祝吉中学校を拠点校として指定しました。本年度以降も不登校児童・生徒数や当該学校の生徒指導体制を考慮して、拠点校を指定してまいりたいと思っております。第6条は委任についての規定になります。

なお、最後になりますが、都城市単独で配置することができたため、県の規定では、活動内容に含まれなかった未就学児童や家庭の関わりについても今回必要と認めれば支援できることとなりました。市単独で配

置できた利点を十分に活かし、本市の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第5号並びに報告第7号につきまして、ご質問等あればよろしくお願いたします。

○赤松委員

ご説明ありがとうございました。報告第7号についてですが、先ほど拠点校2校とおっしゃいましたが、基本的に五十市中と祝吉中に週の時間でどのくらいの勤務になるのですか。

●学校教育課長

1週間のうちスクールソーシャルワーカーを2日間活用します。1日を五十市中学校、もう1日を祝吉中学校に配置し、拠点校の相談を受けます。もちろん市内の中学校で色々な相談案件がありましたら、そちらを優先したいということです。

○赤松委員

ずっと常駐するという事ではないということですね。

●学校教育課長

相談がなければ、ずっとその学校におります。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにないでしょうか。

○濱田委員

報告第7号ですが、100時間のスクールソーシャルワーカーの時間外手当を準備されたということですが、100時間というと週25時間ぐらいということですか。

●学校教育課長

年間を通して100時間です。

○濱田委員

年間ですね、わかりました。1月かと思いましたが。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第5号及び報告第7号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第1号、報告第4号、報告第6号】

◎教育長

続きまして、報告第1号、報告第4号及び報告第6号を教育総務課長からご説明いただきます。大田課長よろしくお願いたします

●教育総務課長

教育総務課でございます。

まず初めに、先ほどの対面式でもご紹介いたしましたけれども、今回、事務局の中が大きく変わっております。まず、私の隣におりますのが、副課長の三角でございます。

●教育総務課副課長

よろしくお願いたします。

●教育総務課長

続きまして、向こうのほうにおりますのが、総括担当の山崎でございます。

●教育総務課総括担当

山崎です。よろしくお願いいたします。

●教育総務課長

今、ちょっと席を外しておりますが、総括担当の椎屋主幹、この4名体制でこの1年間お手伝いをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに報告第1号 専決処分した事務 都城市教育委員会名義後援共催についてご説明いたします。

ページをおめくりいただきますと、まず初めに、名義後援につきましては、令和2年2月7日から3月13日までに申請があったもので8件、全て承認しております。No.112につきましては、今回初めての申請事業でございます。事業内容といたしましては、九州各県から参加資格を有する40歳以上の卓球経験者が集まり、各競技種目の九州No.1を決定する内容となっております。

続きまして、次のページをお開きください。

共催につきましても、同期間に申請があったもので、4件を承認しております。内訳は、4件全て学校教育課担当分となっております。

なお、今回承認いたしました事業の中でも、コロナウイルス感染防止対策のために現在、中止・延期になっている行事がございます。名義後援共催ともに開催日の欄に中止・延期等については、3月24日時点で聞き取った内容を記載しておりますので、ご確認ください。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号 都城市立小・中学校空調設備運用方針についてご説明いたします。

平成30年度から予算措置を行いまして、昨年度小・中学校への空調設備の設置工事を進めてきたところでございますが、令和2年3月に現在校舎建て替え工事を行っております五十市小学校を除く全ての小・中学校の普通・特別支援教室や理科室、家庭科室や特別教室、多目的室などへの空調設備の新設工事と既設の空調機の更新工事が終了いたしました。五十市小学校におきましても、建て替えを行わない校舎については工事が終了しております。仮設校舎にもエアコンが設置されておりますので、実質的には全学校において整備が終了しております。

近年の猛暑により夏季には日常的に30度を超える日が続く中、学校では児童・生徒の健康面への影響や学習環境の悪化が心配されております。今年度からは適切な室温のもと、快適な学校生活が送れるようになります。空調機の使用につきましては、お手元の資料、運用方針を定めたところでございます。

内容につきましては、夏季の空調運転、冬季の空調運転、空調設備の適切な運用、空調設備の操作について、空調設備に関する運用や維持について、最大使用電力についての6項目で構成しております。

表紙をおめくりください。1ページ、2ページをご覧くださいと、まず、1ページの夏季につきましては、6月から9月を基本といたしまして、室内温度が28度を超えるときに使用するとしております。冬季につきましては、12月から2月を基本とし、室内温度が18度を下回るときに使用するとしております。いずれも運転時間は、子どもたちが使用する教室は授業時間内、管理室は勤務時間内としておりますが、今回設置いたしましたエアコンは、集中管理してございまして、16時30分に一度自動停止するようになっております。室温につきましては、文部科学省の学校環境衛生基準、夏季28度以下、冬季17度以上を参考に運用基準を定めております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

空調設備の適切な運用のために、換気やカーテン、ブラインド等の活用、既に設置してある扇風機の併用などを記載しております。空調機器の操作につきましては、集中管理を行っている機器につきましては、原則、事務室にある集中管理リモコンを操作して使用することとなります。教室に設置してあります個別リモコン

では、運転・停止・風量・風速のみを操作できるようになっております。

5ページをお開きください。

学校に管理責任者を置くこと。年4回の簡易点検を実施すること等を記載しております。今回、全ての教室に空調機を設置していますので、授業開始時に一斉に稼働いたしますと最大使用電力が一気に跳ね上がります。それが30分継続いたしますと、その後、1年間は跳ね上がった最大使用電力で基本料金を支払うということになります。ただし、今回整備いたしました空調機には、使用電力が上がりそうな時は一時的に出力を下げるデマンドコントローラーが設置されておりますので、一気に跳ね上がることはないと思われま。しかしながら、既設のエアコン、既に設置してあるエアコンにつきましては、その機能がないため、最大使用電力の制御に努めていただくよう、運転開始時間をずらしたりする工夫を学校にお願いしていくよう明示しております。

参考までに、今回の事業による空調機の設置教室数でございますが、小学校が新設分676教室、更新分33教室、合わせて709教室、中学校が新設分398教室、更新分16教室、合せて414教室、合計で1,123教室となっております。総事業費は、設計委託費、工事費合わせまして約28億8,119万4千円となっております。空調機設置により見込まれます電気料は、小学校8,300万円程度、中学校5,700万円程度、合せて1億4千万円程度になると試算しているところでございます。

今回、空調設備運用方針を定めまして、運転条件等設定しておりますが、近年の異常気象による気温の急激な上昇など、気候変動に注意しながら、柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

次に、報告第6号 臨時代理した事務の報告及び承認について。教育委員会顧問の委嘱についてご説明いたします。

次のページをお開きください。教育委員会顧問につきましては、平成30年4月1日から本市の学力向上の施策の具現化に向けて、本市の学力向上調査分析、市採用の算数少人数非常勤講師の指導力向上、他機関との連携による調査・研究などを行うために、新たに教育委員会内に設置しているところでございます。特別職に属する非常勤嘱託職員である顧問の雇用契約は、都城市教育委員会顧問の設置に関する基準により原則3年、1年ごとの更新となっているところでございます。現在の黒木顧問につきましては、令和元年度末で2年経過されたところですが、令和2年度も前年度に引き続き顧問をお願いし、委嘱したところでございます。なお、黒木顧問の任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。報告第1号、報告第4号及び報告第6号につきまして、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

空調についてなのですが、体育館はついていなかったのですか。

●教育総務課長

体育館はついていないところです。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

では、報告第1号、報告第4号及び報告第6号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第2号、報告第3号、報告第13号】

◎教育長

では、報告第2号、報告第3号及び報告第13号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

●教育部長

それではまず、報告第2号 臨時代理した事務の報告及び承認につきまして、定期の人事異動についてのご報告でございます。

一昨日、辞令の公布が行われたところでございますけれども、まず、資料のA4の横のものをお開きいただきたいと思ひます。令和2年度教育委員会人事異動の状況という表が示されているものでございます。この表の中には、各課の職員の定数、中程が転入者の数、そして右側が転出者の数の状況を一覧にまとめたものでございます。このたびの異動によりまして、転入された方が24名、それから新規採用で来られた方が3名、一方で転出された方が23名、それから6名が退職ということになりまして、差し引き、昨年度と比較しまして2名減の総員数が98名の体制となったところでございます。左から3つ目のところに98名と合計の数が書いてあると思ひます。

次のページをご覧いただきたいと思ひます。A3の横書きのもので、令和2年度教育委員会の人事異動名簿を記載したものでございます。表の左側が転入者、右側が転出者となっております。課長、それから副課長のみ説明を差し上げたいと思ひます。

まず、教育総務課でございますけれども、総合政策課のほうから大田晃子課長、職員課から三角智秋副課長がそれぞれ異動昇任で来られたところでございます。次に、学校教育課につきましては、総務課から異動昇任で藤森勝美副課長が、明道小学校から小野田武晃副課長が、また、スポーツ振興課におきましては、国際化推進室のほうから森重辰海課長が、総務課から異動昇任で中石義洋副課長が異動となっているところでございます。それから、生涯学習課につきましては、沖水地区市民センターのほうから加藤健幸課長が異動となっているところでございます。また、学校給食課副課長、山之口学校給食センター、山田学校給食センター各所長が西山欣吾副課長、本村英宏所長、藤原稔所長に変わったところでございます。一番下段の表にありますように、5名の職員の方々が同じ課内で副主幹以上に昇任をされたものであります。

以上が、本年度の人事異動に関します内容についての説明を終わらせていただきたいと思ひます。

引き続きまして、報告第3号につきまして、説明をさせていただきますと思ひます。

これにつきましては、去る3月議会におきまして、令和元年度予算の追加補正を行ったものでありまして、既に3月議会は終わりました、議決をいただいたものでございます。その補正の内容についてでありますけれども、国の補正予算の交付決定に伴います小・中学校のICT化の推進事業費の予算を増額補正したものでございます。

資料の3枚目に、委員会説明資料 歳出3月補正という横向きのものがありますが、こちらをちょっとご覧いただきたいと思ひます。

まず、上段のほう、小学校のICT化推進事業につきましては、事業内容の欄、左上のほうになりますけれども、ここの欄の事業の概要にありますように、市内全小学校の校内ネットワークの整備と電源キャビネット、いわゆるパソコンを充電するための電源キャビネットの整備を行うものでございます。財源につきましては、右側の特定財源の内訳を参照いただきたいと思ひます。下段のほう、中学校のICT化推進事業になりますけれども、今後、児童・生徒一人一台のパソコンを使った学習環境の整備が進んでいくということになります。

以上が、令和元年度の3月補正予算追加分の説明でございます。

続きまして、報告第13号になりますけれども、令和2年度当初予算の補正予算につきまして、ご説明申

上げたいと思います。

これにつきましては、先ほど小・中学校のICT化推進事業の説明を申し上げましたけれども、今回の国の補正予算の内示が3月5日付けでございまして、急きょ3月議会に追加の補正予算を計上したところです。昨年度の時点で、令和2年度の当初予算で事業費を一旦計上していたのですけれども、その分を先に申し上げた令和元年度の補正予算に前倒した形になりましたので、新年度予算のほうを減額補正したということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。それでは、報告第2号、報告第3号及び報告第13号につきましてご質問等あればよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、報告第2号、報告第3号及び報告第13号を承認いたします。ありがとうございました。

11 その他

◎教育長

その他といたしまして、各課の連絡事項でございますが、学校教育課から連絡事項があるようでございます。では、よろしくお願ひいたします。

●学校教育課長

それでは、新型コロナウイルスに対する、これまでの本課の対応、それから学校の動き等について説明いたします。

3月2日に、急きょ臨時休業に入りました。当初は、2週間、2週間で予定していたのですが、途中で、宮崎市で感染が確認されましたので、それを受けて、26日まで延ばそうということで延長しました。27日から春休みに入りましたので、子どもたちはずっと学校に行っていないということになります。ただこの間も、16日に中学校、25日に小学校の卒業式は行いました。来賓なし、規模縮小、色々と学校が工夫をしながらコンパクトな形で卒業式をさせていただきました。また、臨時休業期間中も、やむを得ない事情により自宅で過ごすことが難しいお子さんがいらっしゃる場合は、どうぞ学校に来てくださいということで、学校は受け入れを行いました。当初、これがどのくらい来るのかとても不安だったのですが、ふたを開けると、毎日、本市全体で50人から60人の子どもが学校に来ていました。教室ではお互いの距離を置いて座ったりとか、色々なことをしながら学校は受け入れを行いました。

さらに、各学校の裁量で、登校日も設けてよいこととしました。これは学校の規模とか、色々な状況があるので、いつするかについては学校で決めてくださいと。これを受けて学校は、例えば、学年ごとに登校日を変えたり、地区ごとに変えたり、時間をずらしたり、色々と工夫しながら登校日を設けました。

なお、3月26日に4月7日を始業の日として、学校を再開する旨を学校に通知しました。現在、各学校は学校再開に向けた様々な準備を行っているところです。

通知の中で、まず、始業式については、屋内で行う場合は換気や消毒、児童・生徒同士の間隔を開けるなど工夫をすること。また場合によっては、放送を使ったり、天気が良ければ運動場もあるということで、そういう通知を出しております。

入学式については、今回は、来賓は教育委員会とPTA代表のみとしました。在校生についても、必要最小限に、在校生は代表だけとか、そういう工夫をされています。保護者については、同居する者に限る、換気や消毒等配慮した上での実施になります。従来ならば、教育委員の皆様へ来賓として壇上にて祝辞を述べていただくわけですが、大変申し訳ないのですけれども、今回は学校の状況によっては時間短縮のため、壇

上でのあいさつをカットする学校もあると思います。これは、学校の規模や、色々な事情があります。そのときは、祝辞はしおりに貼って、紙面でのあいさつという形になります。その際は必ず事前に学校から連絡がありますので、大変申し訳ないのですが、ご対応をお願いしたいと思います。学校再開に向けて、学校は非常に気を使っており、自分のところはクラスターに絶対ならないようにと気をつけているところです。そういう事情がございますので、大変申し訳ないのですが、その旨の対応をお願いしたいと思います。

なお、今春休み中ですが、中学校の部活動については一部解禁しております。活動場所は校内、2時間を上限として現在、活動しているところです。

本日、学校再開に向けて、お手元にあると思いますが、都城市立の小・中学校が感染症ガイドラインを学校に通知いたしました。

ガイドラインの2ページをご覧ください。教育活動上の留意点として、まず、(1) 学校行事について、1番2番については、今説明したとおりでございます。2ページの2番にあります。表があります。1の始業式、入学式については、今ご説明したとおりです。3番、修学旅行、宿泊学習は延期扱いとなっております。国からの通知で、修学旅行は中止とするのはちょっと考えにくい、まずは延期という形で取り組んでほしいとありますので、そのあたりを指示してあります。また、遠足は可能ですが、バスは駄目です。これは4月と5月に予定されているものです。まずは4月と5月に限っての内容だということをご理解ください。歩いて行けるところは遠足は実施可としています。

5番、家庭訪問は実施しません。ただし、色々な理由で、どうしても必要な児童・生徒の場合は、構いません。事情によっては学校に来てもらうことも可としています。参観日、PTA総会は実施しない。学級経営の説明はプリント配布にかえる。なおPTA総会はどうしても実施したいところですが、代理人による協議、地区の代表による協議や書面による決裁等を学校とPTAの役員で十分協議をして、対応してもらうこととしています。

8番、運動会、体育大会、1学期に予定している運動会、体育大会については2学期以降に延期ということになっております。

3ページをご覧ください。9か10はそのとおりなのですが、(2) 中学校の部活動は実施可能。ただし、4月は練習試合や大会等の参加は自粛してください。5月以降については、後日通知することになっております。

4ページをご覧ください。(4) 学校給食については、よく子どもたちがやるグループを作った給食は行わない。対面式は避けます。(5) 休憩時間は十分換気を行う。窓を開ける。以下、生徒会、保護者会等になっております。

5ページをご覧ください。3番、登校の判断です。こちらの(2)が学校から相談があった件ですが、保護者から感染が心配で登校させたくないという相談があった場合は、ア 医療的ケアが必要であるとか、基礎疾患がある児童・生徒については、もちろん休んでもらってもかまいません。なおその際は出席停止の扱いになります。イ 上記以外の児童・生徒については、保護者の方の心配の内容に応じて、学校での感染症対策等を丁寧に説明します。うちの子は熱はないのだけれども、心配だから行かせたくないという相談があった場合は、学校ではこのような感染症対策をしていますという話をして、しかしそれでも休ませたいと保護者が判断された場合は、その場合は自己欠席扱いということで、柔軟に対応するように指示してあります。

以下、6、7ページありまして、その後は、国から出された通知(ガイドライン)を付けております。これをもとに、4月7日からの学校再開に向けて準備をしているといったところでございます。以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。

ガイドラインを作成し、通知をするということでした。今見られたばかりですが、何かご質問等あればよろしくお願いします。

現時点では、まだ保護者は知らない。今日、学校にはいくという形ですね。学校も初めてこれを見るわけですね。

●学校教育課長

これを見て、教育委員会から保護者向けの文書も出しましたので、そちらが欠席の時期に配布される。そしてうちのホームページには載せる準備はしてあります。

○赤松委員

2日付の通知、校長宛での令和2年4月3日付、都教学第43号の文書の一番下の3、データの保存場所¥¥jad01¥¥file-sv¥¥850_小中学校¥¥999_全ユーザー¥¥ というのは何ですか。

●学校教育課長

これは文書のデータ量が重すぎて、メールでは送れなかったもので、その時に学校にはファイルサーバーがあって、市のシステムにつながっていますので、そこの中に全部この文書は入っていますよという意味でございます。

○赤松委員

このような表示になるのですか。

◎教育長

こういうような入れ方をするのです。

○濱田委員

今ちょっと見たばかりでよく内容がわからないのですが、マスクって結構言葉が見えるのですけれども、マスクして登校せよとか、校内でマスクを常に着用せよとか、そういう指示はないのですか。

●学校教育課長

学校にはマスクを一度、1万枚配布しております。それが春休み中は学校がなかったもので、学校に備蓄されております。

○濱田委員

わかりました。

◎教育長

家庭で買えないという子どもさんもいらっしゃるわけですね。今、物がないと。そこには。

●学校教育課長

備蓄する分は学校には配布してあります。ただ、ずっと続けば、それがいつまで続くかという問題がございます。

○濱田委員

授業を受けるときはマスクをして受けるということですね。

●学校教育課長

はい。

○岡村委員

ガイドラインの5ページ目、(3) 学校で児童・生徒が発病した場合について、熱が出たら帰すわけなのですが、それは風邪とかほかの原因での発熱についても出席停止扱いという形になるわけなのでしょうか。

●学校教育課長

まず、そういう症状が出た場合は、速やかに保護者に迎えに来ていただいて帰っていただきます。うちの子は普通の風邪だからと言われても一旦は帰っていただいて、次の日もし休んだ場合は出席停止ということになります。

◎教育長

つまりは、熱が出たら来るなどということですね。

○岡村委員

コロナではなくても来るなど。

●学校教育課長

コロナかどうかはわからないからですね。

◎教育長

だから、出席停止ですね。

○岡村委員

わかりました。

○中原委員

今後の課題が気になるのですが、意外と気づかなかったなと思って、今思うのですが、給食当番用のマスクはずっと使い回しでありまして、これを機に個人のマスクと、これは自己判断で、家庭判断でいいものでしょうか。

◎教育長

布マスクですね。洗って使うから。

●学校教育課長

個人持ちです。給食当番になったらちゃんと着けて、自分で洗って、マスクを次の人に回すことはありません。

○中原委員

次の人に渡すものだと思っていました。

●学校教育課長

非常に大事なことですね。気をつけないと。

○中原委員

家庭用の洗濯でどれほどウイルスが消えるかわからないのですけれども。共通で共有するものという表現ででしょうか。そういう対応も一つ、気を付けておいたほうがいいのかなと。

○赤松委員

細かくガイドラインをお作りになって、学校において行う色々な行事等、そういったものまで配慮しながら、子どもたちの感染を防いでいこうということについて、定められていると思いました。ぜひ、ご指導を各校長先生方にもしていただいて、学校において不幸な結果にならないように、お取り組みしていただくことを願っておきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございます。

ほかにはよろしかったでしょうか。

それでは、その他として、感染症予防ガイドラインにつきましてありがとうございました。

その他としまして、教育総務課からは何かありますか。

●教育総務課総括担当

教育総務課で総括担当を4月から担当することになりました山崎と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、4月1日から5月31日、2ヵ月間の委員の皆様に出席を予定しております会議等について、確認しまして、説明をさせていただきたいと思います。

お手元にカレンダーリスト4月1日から5月31日までの予定ということで、クリップ止めで2枚お配りさせていただいております。本日4月3日、金曜日、4月定例教育委員会以降の予定につきましてご説明させていただきます。

まず、4月9日、木曜日、こちらが中学校の入学式、次の日、4月10日、金曜日が小学校入学式となっております。こちらは学校教育課のほうから委員の皆様にはどこの学校へというご案内のほうはいくとお伺いしておりますので、ご確認のほどをよろしく願いいたします。めくっていただきまして裏面にまいります4月21日、火曜日になります一番下の13時半から15時40分、市町村教育委員会委員、教育長会議、宮崎市で開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、本日の会議は中止ということで連絡が来ております。

続きまして、下にまいります、5月7日、木曜日、こちらが次回の5月定例教育委員会となっております。13時半から同じくこの委員会室のほうで開催予定でございますので、ご出席のほうよろしく願いいたします。私のほうからは以上になります。

◎教育長

中止も目白押しですね。

何かご質問とかあれば。

○岡村委員

4月14日の第1回の市の校長会ですが、毎年、教育委員も参加していたのですけれども、よろしいのですか。

●教育総務総括担当

そちらのほうは私のほうで確認をさせていただきます。

◎教育長

ほかにはございませんか。

ではまた、山崎さん、連絡のほうよろしく願いいたします。

以上で、今日、用意していた議題、そして連絡事項等は終わりましたけれども、事務局から何かありますか。よろしいですか。

それでは、令和2年4月定例教育委員会をこれで閉じたいと思います。

お疲れ様でした。ありがとうございました。